

中小企業等経営強化法における経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る証明書発行のご案内

2016年7月1日より中小企業等経営強化法が施行されたことに伴い、経営力向上設備に係る新たな機械装置の投資に係る固定資産税の時限付軽減措置が開始されました。

また、2018年6月6日に生産性向上特別措置法が施行され、生産性を高めるための設備投資に係る固定資産税の時限付軽減措置が開始されました。

本制度の詳細につきましては、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

日本暖房機器工業会では、本制度の対象となる「機械装置」、「器具備品」、「建物附属設備」について、証明書の発行を行っております。証明書の発行を希望されるメーカー様は、以下の手順で申請してください。

〔証明書発行申請手続き〕

必要書類は、証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）です。

設備ユーザーから証明書発行の依頼を受けた設備メーカー（製造事業者等）は、証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）に必要事項をご記入のうえ、日本暖房機器工業会へ提出してください。工業会で事前の確認を行います。証明書及びチェックリストを担当窓口専用メールにご送付ください。

担当窓口専用メールアドレス danboh@oregano.ocn.ne.jp

事前確認済の証明書に整理番号の採番を行い、採番の行われた証明書及びチェックリストをメールにより添付ファイルでお送り致します。返信用封筒に証明書の返送先宛名及び住所記載（返信用切手貼付）の上、下記宛先へお送りください。

宛先：日本暖房機器工業会 東京都千代田区神田須田町 2-23-10 野村第一ビル 〒101-0041

TEL 03 - 6262 - 9773

- ① 証明書（様式1）に必要事項記入
 - ② チェックリスト（様式2）に必要事項記入
 - ③ 新旧モデルの生産性向上の指標が確認できる資料
（新旧モデルのカタログ、仕様比較表、新旧仕様書の写しなど）
 - ④ 返信用封筒に証明書の返送先宛名及び住所記載（返信用切手貼付）の上、上記宛先へお送りください。
- 証明書（様式1）（証明書様式1）
 - チェックリスト（様式2）（チェックリスト様式2）
 - 対象設備等一覧表

〔証明書発行手数料〕

証明書発行に伴う事務手数料は、下記の通りとなりますので、予めご了承ください。

- 日本暖房機器工業会 会員1件：1,000円（税込）
- 日本暖房機器工業会 非会員1件：3,000円（税込）
- 日本暖房機器工業会 会員については1か月毎に請求書をお送りいたしますので、お手続きください。
なお、振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
- 日本暖房機器工業会 非会員については1件毎に請求書をお送りいたします。複数件同時申請の場合は合計金額をご請求いたします。請求書到着後2週間以内にお振り込みください。なお、振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

また、工業会の取扱い製品・設備は、以下のとおりです。

**中小企業等経営力強化法における経営力向上設備等及び
生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書**

対象設備一覧表

| 設備の種類 | | 用途又は細目 | 設備の名称 | チェックリスト記載例 比較指標 |
|-------------------|-------------------------|---------------------------------------|------------|---|
| 機械装置 以外 | 建物附属設備 (120万円以上) | 冷房、暖房、通風 又はボイラー設備 (60万×〇〇=120万) | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| | | | 温水発生機 | |
| | | | 温風暖房機 | |
| | | | 遠赤外線放射式暖房機 | |
| | 器具備品 (120万円以上) | 冷房用又は暖房用機器 (30万×〇〇=120万) | 蒸気ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) 生産効率 (1時間当たりの蒸発量) |
| | | | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| 機械装置 (160万円以上) | 農業用設備 | | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| | | | 温水発生機 | |
| | | | 温風暖房機 | |
| | 水産養殖業用設備 | | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| | | | 温水発生機 | |
| | 宿泊業用設備 | | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| | | | 温水発生機 | |
| | | | 温風暖房機 | |
| | 飲食店業用設備 | | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| | | | 温水発生機 | |
| | | | 温水発生機 | |
| | 洗濯業、理容業、美容業 又は浴場業用設備 | | 温水ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) |
| | | | 温風暖房機 | |
| | | | 遠赤外線放射式暖房機 | |
| | | | 蒸気ボイラ | エネルギー効率 (1時間当たりの燃料消費量) (1時間当たりの電気消費量) 生産効率 (1時間当たりの蒸発量) |

エネルギー効率

- 例：1 負荷率20%での1時間当たりの燃料消費量(制御範囲変更により部分負荷効率のアップ)。
- 例：2 定格(100%負荷)での1時間当たりの燃料消費量(エコノマイ無し→エコノマイザー付き)。
- 例：3 ダクト方式改善によりシステム暖房効率のアップ。
- 例：4 送風機モータの高効率化で消費電力減少。

生産効率

- 例：5 伝熱面積は同じ、伝熱性能を向上(蒸発量の増加)。

| | |
|----------------|--------------------------|
| 日本暖房機器工業会 指定用紙 | |
| 整 理 番 号 | |
| ① ソフトウェア以外の場合 | <input type="checkbox"/> |
| ② ソフトウェアである場合 | <input type="checkbox"/> |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

| | | |
|---------|-----------|--|
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 | |
| | 設備の種類又は細目 | |
| | 設備の名称 | |
| | 設備型式 | |
| | 本社名・事業所名 | |

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

| | | | |
|------|-------------------------|---|--------------|
| 該当要件 | 一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか | ①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年 | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 1. 該当 2. 非該当 | | 1. 該当 2. 非該当 |
| | 該当要件への当否 | | 1. 該当 2. 非該当 |

(注1)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒101-0041
東京都千代田区神田須田町2-23-10
(野村第一ビル)

日本暖房機器工業会

会長 半谷 雅 典 (印)

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名: _____ 印 _____

(担当者氏名: _____)
(所 属: _____)
(担当者連絡先(電話番号): _____)

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

| | | |
|-----------|-----------------|-----------------|
| (注3) 変更事項 | 変更前(都道府県名・市町村名) | 変更後(都道府県名・市町村名) |
| | | |

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。
 証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行ってください。

【チェックリストのイメージ】

| | | 設備メーカ（製造事業者）記入欄 | | 証明者 チェック欄 |
|-------------|---|---|--------|--------------|
| 販売開始要件の確認 | 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 | 1. 該当 | 2. 非該当 | |
| | | 販売開始年月： 年 月 ①販売開始年度： 年度（※1） | | |
| 生産性向上に該当するか | 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 （※3）比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。 | 取得等をする年月： 年 月 ②取得日を含む年： 年 ② - ① = 年 が一定期間（※2）の要件内 | | |
| | | 1. 該当 | 2. 非該当 | |
| | | <比較指標> （*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 | | |
| | | 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する | | |
| | | 2. 精 度 *以下に具体的に記入する | | |
| | | 3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する | | |
| | | 4. その他 *以下に具体的に記入する | | |
| | | <指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する | | |
| | | ○一代前モデル： （販売開始年度） （ ） | | |
| | | ○当該モデル： | | |
| | | <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する | | |
| | | 年平均： % | | |
| 該当要件への当非 | | 1. 該当 | 2. 非該当 | |

（※1）販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

（※2）一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内

（※3）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。
 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置 に係る工業会証明書の取得の手引き

○中小企業等経営強化法第13条第3項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条における以下の要件（以下「生産性向上に係る要件」といいます。）、

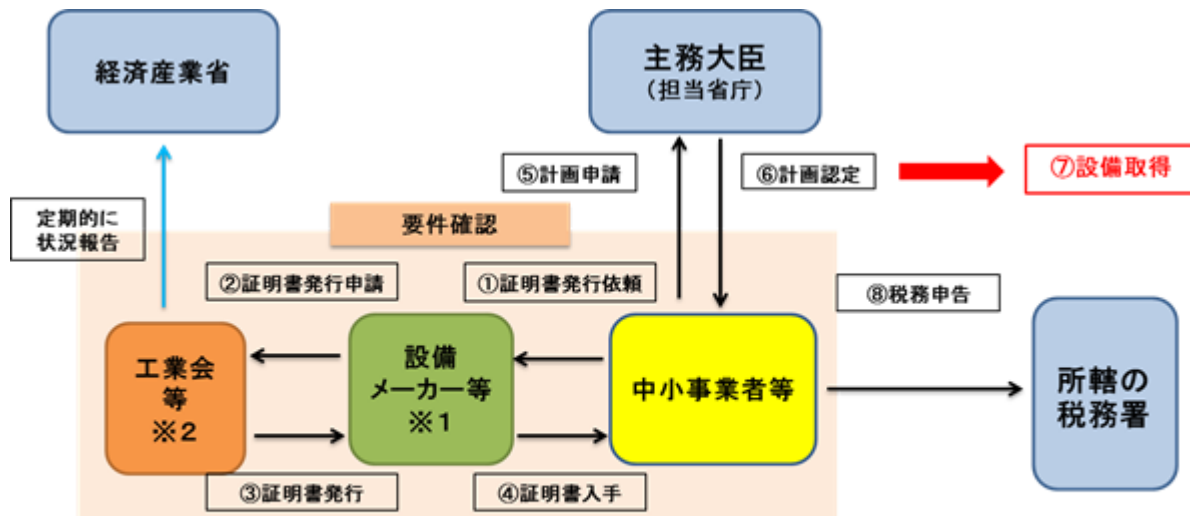
- ① 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）
- ② 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

を満たす設備であることの工業会証明書を取得し、中小企業等経営強化法の認定を受けた場合で、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、税制上の優遇措置の適用を受けられます。

工業会等では、生産性向上に係る要件を満たす旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行することとしていますので、税制上の優遇措置の適用を受けようとする法人又は事業主（以下「設備ユーザー」）の方はご活用ください。

工業会証明書の取得から税務申告の流れは、概ね以下の通りとなります。

（手続きスキーム図）



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

①設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

②依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。手続きに際しては、必要に応じて裏付けとなる資料等を添付してください。

（注1） 設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業

庁ホームページをご参照ください。 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

③工業会等は、証明書の発行にあたり、必要に応じて設備メーカーから裏付けとなる資料等を取り寄せ、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。その際、チェックシートは、工業会等と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会等で保管してください。

(注2) 設備メーカーにおかれては、工業会等が必要と判断した根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。

④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤設備ユーザーは、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し、認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の証明書の写しを添付する必要があります。

⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

<参考>対象設備について

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|--------|----------------------------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て(※1) | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て(※2) | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備 | 全て(※3) | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウェア | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

※1 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。

(注3) 設備の種類によっては、税制上の優遇措置の対象から除かれる場合があります。設備メーカーは、事前に税理士に確認するなど、対象設備に該当するかどうかの確認をお願いします。

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考>税制措置の対象設備について

| 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
|------------|----------------------------------|---------|--------|
| 機械装置 | 全て（※1） | 160万円以上 | 10年以内 |
| 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| 器具備品 | 全て（※2） | 30万円以上 | 6年以内 |
| 建物附属設備 | 全て（※3） | 60万円以上 | 14年以内 |
| ソフトウェア（※4） | 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの | 70万円以上 | 5年以内 |

- ※1 国税の措置について、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※2 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※4 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。